

相続等による公益法人等への財産の寄付と課税関係

財産の移転（寄付等）原因			公益事業者	要件	規定	
贈与者	移転原因	受贈者				
相続関係	被相続人	→寄付	相続人又は受遺者	相続人又は受遺者	財産取得者自身が公益事業者(※1)で、公益事業に供すること	相続税12条①三
	相続人(等)	→寄付	国・地方公共団体、特定公益法人	国・地方公共団体、特定公益法人	申告期限までに提出、二年内に公益目的事業に供する	措置法70条
譲渡所得税関係措置法	誰でもOK	→寄付	国・地方公共団体	国・地方公共団体	要件なし	措置法40条
	被相続人	→遺贈				
	誰でもOK	→寄付	公益法人等	公益法人等 ※2	その贈与又は遺贈が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することその他一定の要件を満たす	
		→設立の為の財産提供(寄付・拠出)				
被相続人	→遺贈	→設立の為の財産提供(寄付・拠出)			国税庁への申請書提出期限、原則4か月(例外有)※3	
	→設立の為の財産提供(寄付・拠出)					

※1 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者は、法律に基づいた社会福祉事業、更生保護事業、家庭内保育事業、以下省略、、、)そのものが個人事業等の場合は、別途要件があります。

相続税法施行令第二条（相続又は遺贈に係る財産につき相続税を課されない公益事業を行う者の範囲）

※2 公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人(※4)その他公益を目的とする法人

※3 その期間(4か月)が経過する前に、寄附した日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合は、その期限まで

※4 特定一般法人とは、法人税法別表第二に掲げる非営利型法人に該当する一般社団法人及び一般財団法人のうち、法人税法第2条第9号の2イに掲げるもの。